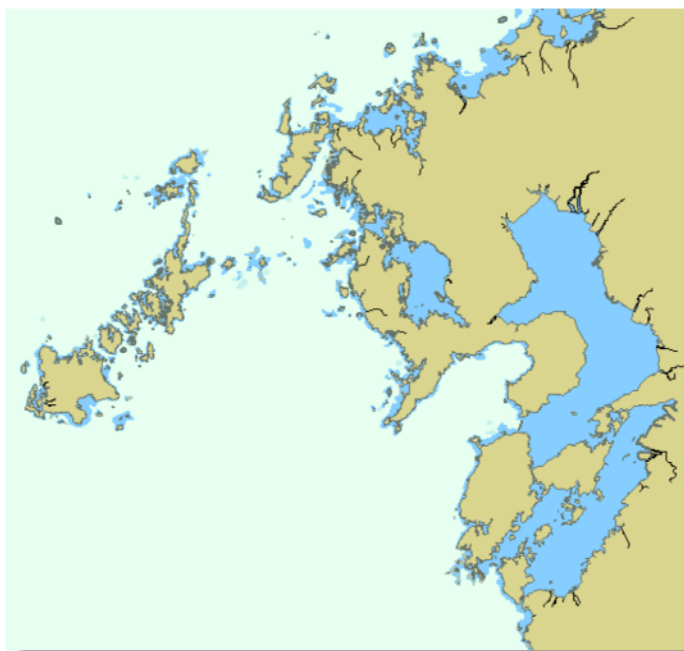


# 九州西岸における 漁船・モーターボート事故の分析



平成23年3月

運輸安全委員会事務局長崎事務所

長崎事務所は、長崎県（壱岐、対馬【門司管轄】を除く）、佐賀県、熊本県、福岡県（有明海沿岸）及び鹿児島県（出水市、阿久根市、長島町）とこれらに接する海域並びに東シナ海の大部分を管轄区域としています。

管轄区域では、多くの島々が点在して複雑な海岸線をなし、漁業やマリレジャーが盛んで、漁船、モーターボート（プレジャーボート）の関連する事故が多く発生しています。

今般、平成22年に公表された長崎事務所管轄の船舶事故等調査報告書126件を対象として、漁船及びモーターボートが関与した事故について分析を行いました。（末尾に船舶事故例を添付）

これにより関係者の安全運航に対する理解が一層深められ、同種事故等の再発防止に寄与することができれば幸いです。

## I 事故の発生状況

図1

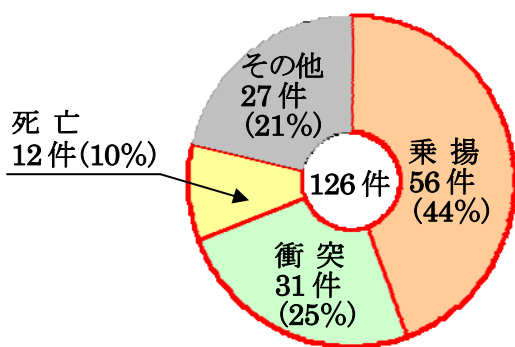


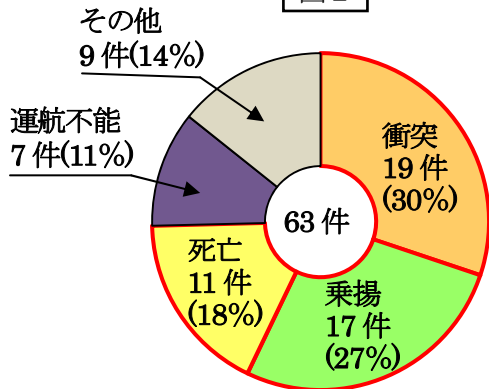
図1に示すとおり、126件のうち乗揚、衝突、死亡事故が99件で、約80%を占めている。

※衝突事故には、船舶同士のほか、防波堤や岸壁など施設との衝突を含む。

※その他の内訳は、運航不能（機関損傷による航行不能など）、火災、転覆、沈没などの事故である。

※死亡事故には、行方不明事故を含む。

図2



そのうち漁船・モーターボート関連の事故は63件で、事故種類別の状況は、図2のとおりであり、衝突、乗揚、死亡事故が約75%を占めている。

### (1) 乗揚事故 56件

図3に示すとおり、漁船とモーターボート関連の事故が17件で約30%を占めており、その原因は図4のとおりで、居眠り運航によるものが6件、水路調査を十分に行っていなかったものが4件と目立っており、その要因は表1のとおりである。

図3

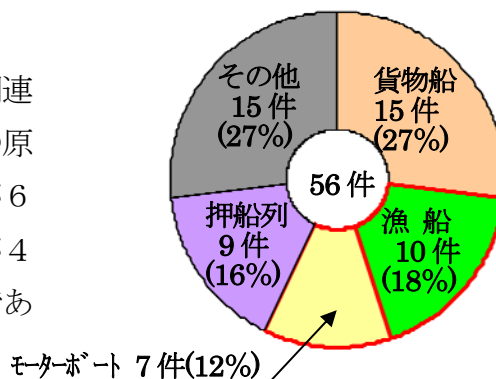


図4

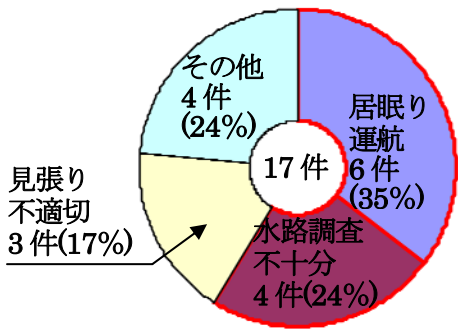


表1

居眠り運航 6件の主な 要因	背もたれ付きの椅子に座って操船
	睡眠不足
	連日の操業による疲労
水路調査不 十分4件の 主な要因	航行経験があったことによる慣れ
	乗船（船長）経験が乏しかったこと

(2) 衝突事故 31件

図5に示すとおり、船舶同士の衝突事故は18件で、そのうち漁船とモーターボート関連の事故が14件で約78%を占めている。図6に示すとおり、そのうち7件は航行船舶と錨泊・漂泊船舶との衝突事故で、適切な見張りが行われなかったことによるものであり、その要因は表2のとおりである。

図5

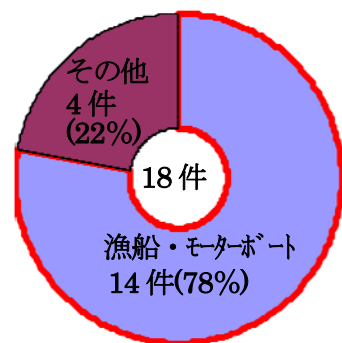


図6

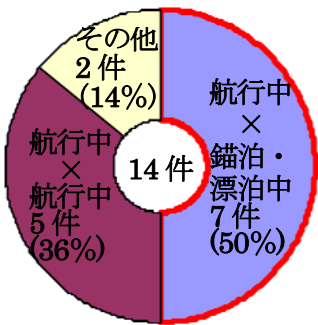


表2

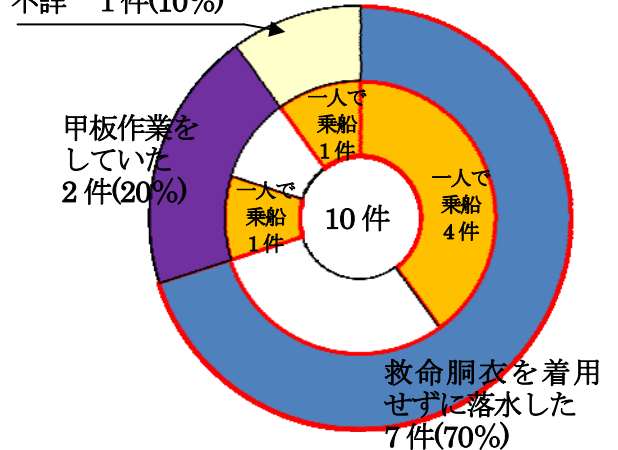
適切な 見張り が行わ れなか った主 な要因	相手船が避けてくれると思いついでいたこと
	付近に他の船舶はいないと思いついでいたこと
	魚群探知機に意識を集中していたこと

(3) 死亡事故 12件

漁船の乗組員死亡事故が10件で約83%を占めており、そのうち9件は5トン未満の小型漁船である。また、一人で乗船していた漁船が6件で60%を占めている。

漁船死亡事故における死亡に至る状況を見ると、図7のとおり、救命胴衣を着用せずに落水し溺死したものが7件と多くなっている。また、死亡者の平均年齢は69歳と高齢者が多くなっている。

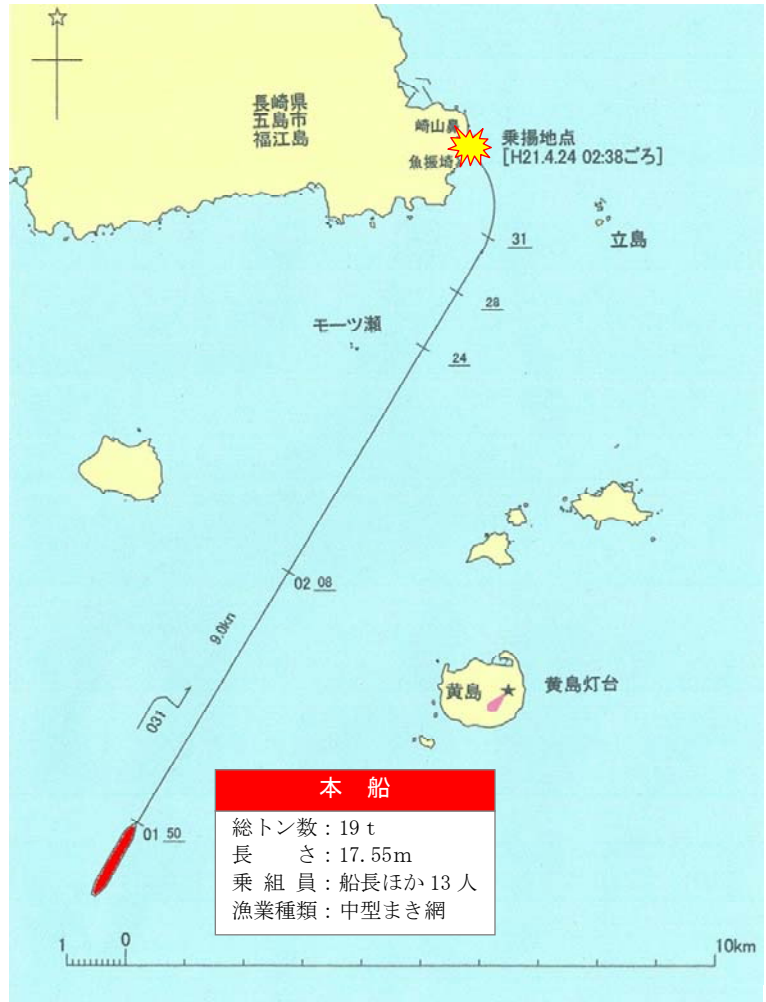
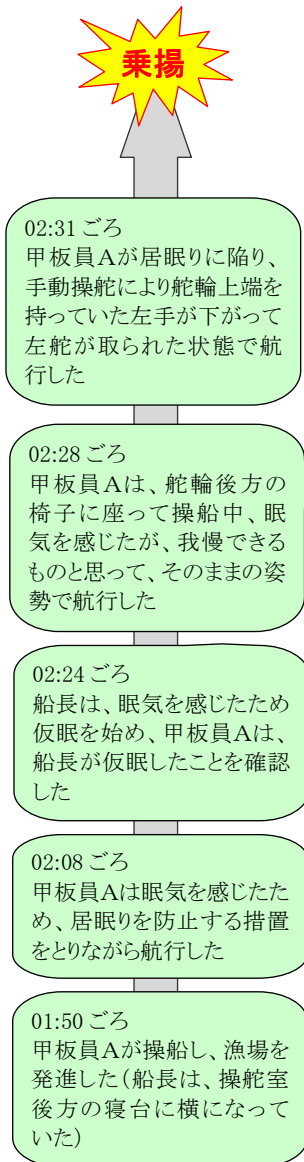
図7



## 夜間、単独で船橋当直中の甲板員が居眠り運航のまま進行し、浅所に乗揚げ沈没した事例

**概要：**本船は、長崎県福江島南東方沖で操業を行った後、長崎県五島市奈留漁港に向けて帰航中、平成 21 年 4 月 24 日 02 時 38 分ごろ、同市崎山鼻南東方の浅所に乗り揚げた。A 船は、球状船首に凹損及び破口、船底に亀裂及び破口等を生じ、のち沈没した。当時、天気は晴で、風力 1 の南南西風が吹き、視界は良好であった。

### 本事故の発生状況



甲板員は、数日前に船から岸壁に飛び降りた際に腰をひねって少し痛みがあった。1 回目の操業終了後、1 時間程度、寝台に横になったが、腰の痛みのため熟睡できなかった

### 原因

本事故は、夜間、本船が、福江島南東方の漁場から奈留漁港に向けて航行中、単独で船橋当直中の甲板員Aが、居眠りに陥ったため、舵輪の上端を持って手動操舵をしていた左手が下がって左舵が取られ、左に変針しながら航行し、崎山鼻南東方の浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。

甲板員Aが居眠りに陥ったのは、事故の数日前、作業中に腰を痛めていて、1 回目の操業終了後、寝台で横になったが、その痛みで熟睡できずに睡眠不足となっていたこと、及び椅子に腰掛けた居眠りに陥りやすい姿勢で当直に当たったことによるものと考えられる。

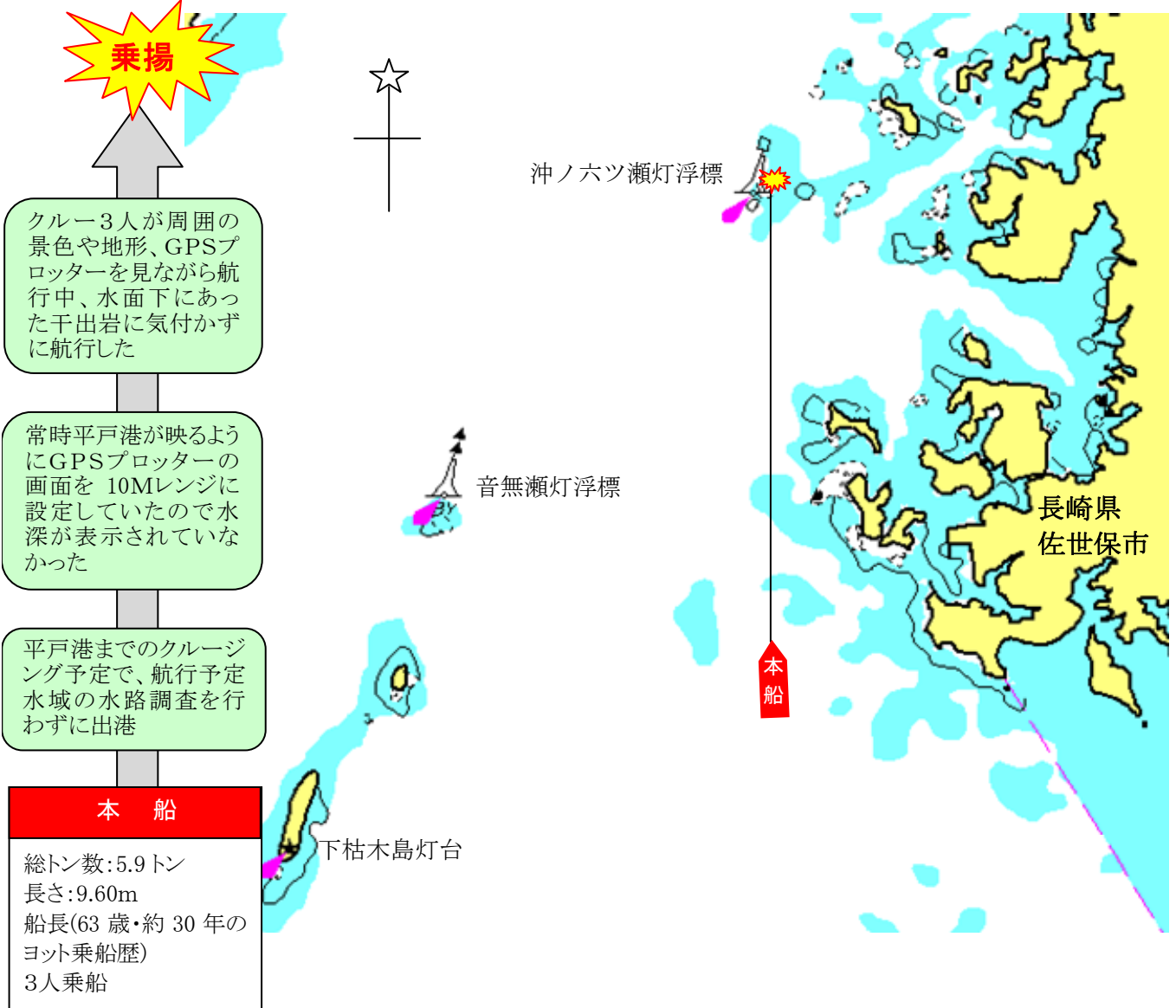
### 教訓

眠気を催した場合は、立って操船したり、外気に当たるなどの居眠り防止対策をとるようにしましょう。

## ヨットが干出岩の存在を知らずに航行し乗り揚げた事例

**概要：**本船は、船長とクルー2人が乗り組み、長崎県佐世保市北西方沖を平戸港に向け自動操舵により北進中、平成22年7月16日15時25分ごろ、沖ノ六ツ瀬の干出岩に乗り揚げた。  
本船は、浸水して水没し、翌日、引き揚げられたのち廃船処分された。

### 本事故の発生状況

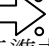


### 原因

本事故は、本船が、佐世保市北西方沖を自動操舵で北進中、船長が航行予定水域の水路調査を行っていなかったため、予定針路上にある干出岩の存在を知らずに航行し、同干出岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。

### 教訓

発航前に、航行予定水域の地形、水深、航路標識などの水路状況が大縮尺の海図（狭い範囲を詳細に記載してあるもの）で、事前にしっかり調査すること。

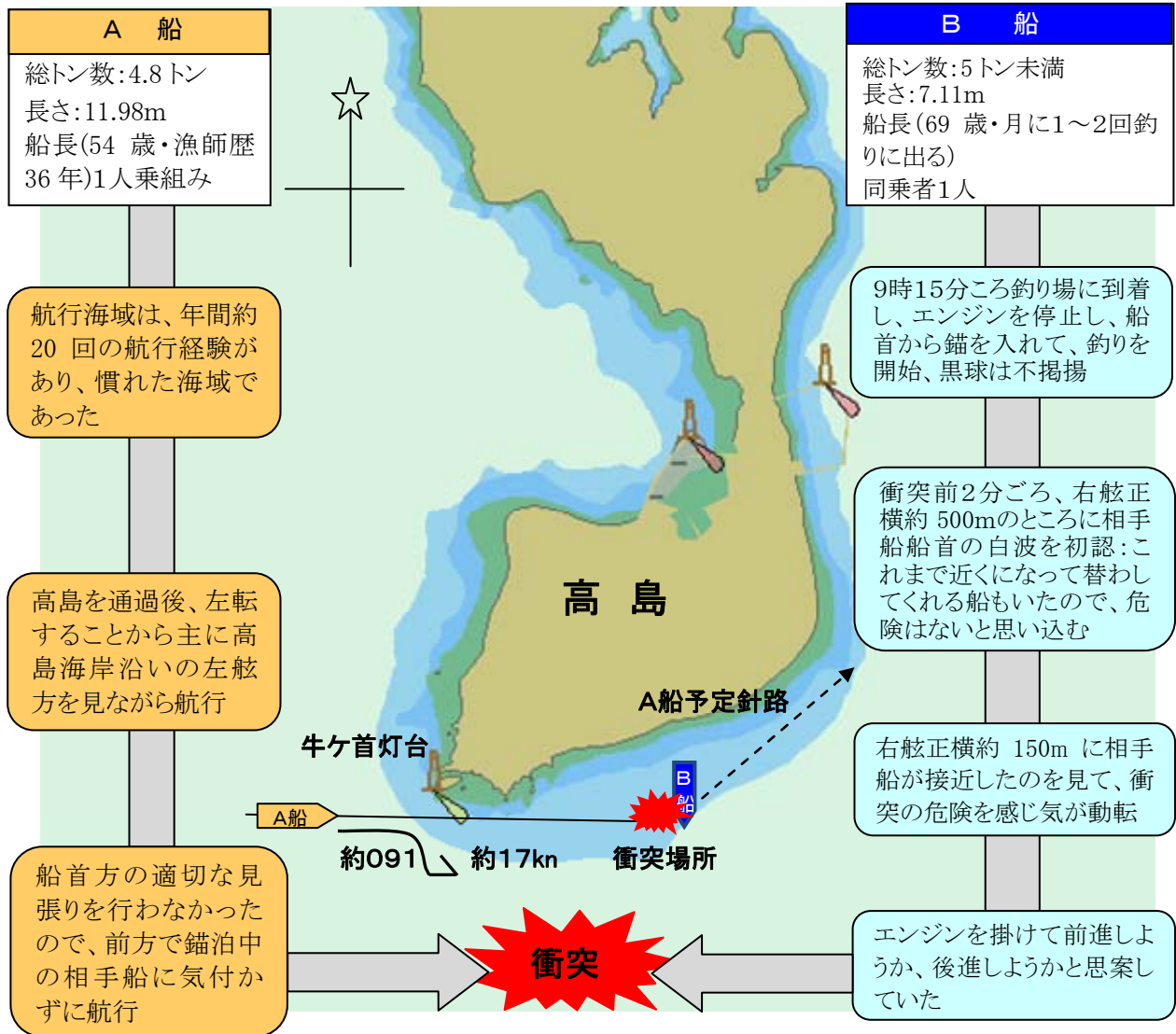
沖ノ六ツ瀬灯浮標は、左舷標識（水源（海図には）に向かって、標識の右側に可航水域、左側に岩礁、浅瀬等がある）で、平戸瀬戸は基準方向となる水源が南に向いており、この灯浮標の東側には浅瀬が多数存在する。本標識の西側を航行すること。

## 水揚げ港に向け航行中の漁船と錨泊して遊漁中のモーターボートとが衝突した事例

概要：A船は、船長が1人乗り組み、東進中、B船は、船長が1人乗り組み、同乗者1人を乗せ錨泊して遊漁中、平成21年11月27日10時15分ごろ、佐世保市高島南方沖において、A船の船首とB船の右舷船首が衝突した。

A船は、船首部に小破口、船底に擦過傷を生じ、B船は、船長と同乗者が軽傷を負い、船首部が切断された。

### 本事故の発生状況



### 原因

本事故は、高島南方沖において、A船が東進中、B船が錨泊して遊漁中、A船が船首方の適切な見張りを行わなかったため、B船に向けて航行し、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。

A船が船首方の適切な見張りを行わなかったのは、船長Aが、高島を通過後、左方へ変針することから、主に左舷方を見ながら航行したことによる可能性があると考えられる。

### 教訓

船首方の見張りをしっかりと行うこと。

船首浮上などにより死角がある場合は、操舵室から顔を出すとか、船首を振るとか、立って操船するなど、死角を補う操船を行うこと。

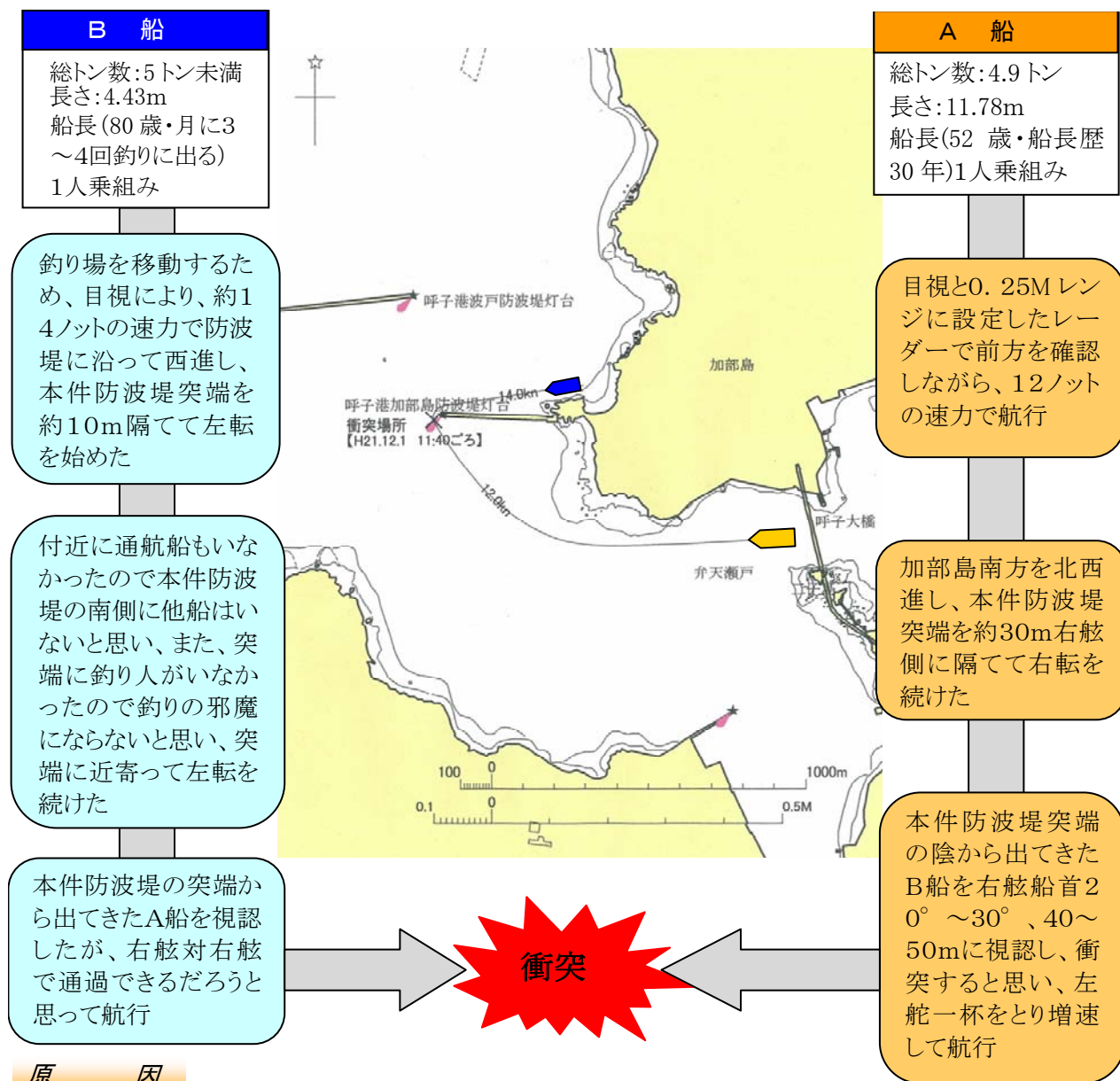
錨泊船は、相手船が避けてくれるとの思い込みは禁物。危険を感じたら早めに衝突を避けるための措置をとること。

## 防波堤突端付近で行き会い状態にあった漁船とモーターボートが衝突した事例

**概要：** A船は、船長が1人乗り組み、呼子港加部島防波堤（以下「本件防波堤」）突端を右舷に見て右転中、B船は、船長が1人乗り組み、本件防波堤突端を左舷に見て左転中、平成21年12月2日11時40分ごろ、A船の右舷船尾部とB船の右舷船首部とが衝突した。

A船は、右舷船尾部に亀裂及び擦過傷を生じ、B船は、船長が負傷し、船首外板に亀裂及び擦過傷を生じた。

### 本事故の発生状況



### 原因

本事故は、本件防波堤突端付近において、A船が本件防波堤突端を右舷に見て航行中、B船が本件防波堤突端を左舷に見て航行中、B船が本件防波堤の突端に近寄って航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

### 教訓

本事故発生場所は、港則法適用海域であり、本件防波堤を右舷に見て航行する船舶はできるだけ防波堤に近寄り、左舷に見て航行する船舶は、できるだけ遠ざかって航行すること。

## II 事故の教訓

### 【乗揚事故】

○背もたれ付きの椅子に座って操船したり、睡眠不足や疲労が蓄積して、居眠りに陥り乗り揚げる事故が目立っている。



眠気を催した場合、立って操船する、外気に当たるなどの居眠り防止対策をとること。

### 【衝突事故】

○航行船舶と錨泊・漂泊船舶との衝突事故が目立っている。



航行船舶は、前路の船舶を見落とさないよう、しっかりと見張りをを行うこと。  
錨泊・漂泊船舶は、接近する他船がいる場合、他船の方が避けてくれると思い込まず、継続的な見張りを行い、早めに、注意喚起信号(警告信号)を行うとともに、危険を感じたら、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとること。

### 【死亡事故】

○救命胴衣を着用せずに落水し、溺死する事故が目立っている。



一人で乗船し漁ろうに従事する場合は、救命胴衣を着用すること。



**問い合わせ先**  
**運輸安全委員会事務局長崎事務所**

〒850-0921 長崎県長崎市松が枝町7-29

長崎港湾合同庁舎4階

TEL 095-821-3537 FAX 095-828-1954